

社会福祉法人 桶川市社会福祉協議会会長の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人桶川市社会福祉協議会定款の第25条の規定に基づき、会長の報酬額及びその支給方法並びに費用弁償の特例について必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 会長には、この規程により報酬を支給する。ただし、桶川市の市長、副市長及び桶川市の職員が会長の職を兼ねるときは、支給しない。

(報酬額)

第3条 会長に対する報酬額は、月額50,000円の範囲内とする。

(支払い方法)

第4条 会長の報酬の支払い方法は、社会福祉法人桶川市社会福祉協議会職員給与規程の例による。

(費用弁償の特例)

第5条 会長の費用弁償については、社会福祉法人桶川市社会福祉協議会役員で非常勤の者の費用弁償等に関する規程第3条第2項の規定の適用はないものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成25年5月28日から施行し、平成25年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。